

## 大分県南部振興局フェイスブックページ運用方針

平成28年7月1日

(目的)

第1条 本方針は、大分県南部振興局（以下「南部振興局」という。）が開設するFacebook（以下「フェイスブック」という。）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）を、県民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック フェイスブック社が提供するインターネット上で利用者が交流を図るサービスをいう。
- (2) フェイスブックページ 利用者間の交流のために作成されたフェイスブック上のページをいう。
- (3) 公式フェイスブックページ 南部振興局が設置及び運用するフェイスブックページをいう。
- (4) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (5) シェア リンクや画像付きの情報を、知り合いに広めたいときに使用する機能をいう。
- (6) いいね 良い、共感した、という意思表示を表す機能をいう。
- (7) 所属長 大分県南部振興局長をいう。
- (8) ユーザー フェイスブックにアカウントを持つ利用者をいう。

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は南部振興局地域振興部（以下「地域振興部」という。）とする。

- 2 地域振興部長を運用管理者とし、公式ページの運用を行う。
- 3 地域振興部地域振興班総括をシステム管理者とし、フェイスブックのアカウント管理を行う。
- 4 地域振興部に所属する職員がコンテンツ作成や公式ページに掲載する投稿内容を作成する。
- 5 公式ページのアドレスは<https://www.facebook.com/nanbukyoku.saiki.news>とする。

(アカウント・パスワード)

第4条 フェイスブックアカウントは、公式ページの運用に従事する地域振興部職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式ページを使って情報を発信する際に使用する。

第5条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、南部振興局総務部が管理する。

第6条 公式ページにかかるアカウントのパスワードは、地域振興部地域振興班総括が管理する。

2 パスワードは定期的に変更するものとする。

(公式ページ運用の明示)

第7条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、次に掲げるものを明示する。

(1) フェイスブックを運用している旨を南部振興局公式ホームページ上に明示する。

(2) 南部振興局公式ホームページ、公式ページの相互にハイパーリンクを設置する。

(掲載内容)

第8条 公式ページは、次に掲げるものを掲載するものとする。

(1) 大分県及び南部振興局が担う業務に関する情報及び魅力

(2) 南部振興局が所管する佐伯市内における観光や地域振興等に関する情報及び魅力

(3) イベントその他募集情報

(4) その他、地域振興部長が適当と認めるもの

(意思決定)

第9条 情報発信については、原則として地域振興部長の決定を必要とする。ただし、フェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、以下について、地域振興部に所属する職員の判断に基づき、情報発信することができることとする。

(1) 自他に関わらず、既にホームページ等に掲載されるなど、公表済みの内容

(2) イベントの状況や結果など、既成の事実

(3) 各種募集やイベント参加等に関する手続きや期日の案内

(4) その他、地域振興部長が適当と認めるもの

2 第1項に基づき情報発信を行う場合は、誤った情報を発信しないために、可能な限り複数の職員で内容の確認を行う。

(運用体制)

第10条 情報発信内容の更新、利用者の書き込み確認などは、地域振興部に所属する職員が行う。所属長および地域振興部長は、運用要領に沿った運用が行われているかを継続的に監視する。

(発信する上での留意点)

第11条 情報を発信することについては、次の各号に掲げることに留意することとする。

(1) 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信をすること。

(2) 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。

(3) 個人情報、肖像権、著作権について、十分に配慮すること。

(県以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

第12条 県以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメント(意見や反応等)については、返信コメントをしない。た

だし、特に地域振興部長が必要と認めるものはこの限りでない。

(県以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止)

第13条 県以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が開設したフェイスブックページのほか、南部振興局の業務に関連する記事で、特に地域振興部長が必要と認めるものはこの限りでない。

(投稿の削除、ブロック)

第14条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、地域振興部は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、県または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、県が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

2 第1項に定める投稿を行ったユーザーに対しては、公式ページへの投稿を予告なくブロックすることができる。

(ホームページとのリンク)

第15条 公式ページに記載するリンクのリンク先は原則として県が運営するホームページのみとする。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に地域振興部長が必要と認めるものはこの限りではない。

(知的財産権)

第16条 公式ページに掲載している個々の情報(文章、写真、映像、イラスト等)に関する知的財産権は、県又は正当な権利を有する者に帰属する。

(個人情報の取扱い)

第17条 南部振興局が公式ページで取得した個人情報については、大分県個人情報保護条例(平成13年12月大分県条例第45号)及び大分県個人情報の管理に関する規程(平成27年10月大分県訓令甲第21号)に従い、適切に取り扱うものとする。

2 公式ページに対する投稿等により公開される情報については、投稿者がフェイスブッ

クの「利用規約」に同意し、公開を承認したものとみなす。

(免責事項)

第18条 南部振興局は、利用者が公式ページを利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

2 南部振興局は、予告なく公式ページの運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用の停止をすることができる。

(運用方針の周知・変更等)

第19条 本方針の内容は南部振興局公式ホームページ上に掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を南部振興局公式ホームページを通じて周知する。

(遵守事項)

第20条 公式ページ運用者は、関係法令、ガイドライン及びこの方針を遵守する。

(その他)

第21条 その他、この方針の実施について必要な事項は所属長が定める。

付 則

この方針は、平成28年7月1日から施行する。